

調布市 商工会報

平成29年2月1日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
編集：広報委員会
URL: <http://www.chofusci.com/>

お も な 記 事

- P2 ● マイナンバー制度・
確定申告改正点他
P3 ● 資金繰りは商工会へGO!
P4 ● 無料相談会のご案内他

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。

商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。

所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)まで、消費税(個人)は3月31日(金)までとなっております。

どうぞお気軽にご利用下さい。(無料)



平成28年分
確定申告

申告書には
マイナンバーの記載が必要です!

確定申告は、
自宅から
ネットが便利
☑ 早い ☑ 待たない
☑ 24時間いつでもOK

国税庁
ホームページで
申告書を作成

Step1
Step2
ネットで送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

詳しくは **確定申告** 検索

申告の際には
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は **写しの添付** が必要です
※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税	消費税および地方消費税(個人事業者)
平成29年 3月15日(水)まで	平成29年 3月31日(金)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

調布市商工会はe-Taxの利用を推進しています



国税庁e-Taxキャラクターイータ君

! 決算確定申告指導会に お越しの方へのお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できるところは事前にご記入の上ご来会下さい。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけ下さい。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用下さい。

**確定申告にはこんなものがが必要です。
(ご持参いただくもの)
お出かけ前に今一度ご確認を!**

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの)
- ☐ 平成28年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ☐ 平成27年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ☐ 社会保険料の支払額(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
- ☐ 小規模企業共済掛金等控除証明書
- ☐ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護医療用)
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
- ☐ 配偶者の所得がわかるもの(源泉徴収票等。配偶者控除等を受ける方)
- ☐ 医療費の領収書等(医療費控除を受ける方)
- ☐ 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
- ☐ 住宅取得控除等の明細書(住宅借入金等特別控除を受ける方)
- ☐ 印鑑・電卓など

詳しくは調布市商工会(Tel.042-485-2214)まで
お問い合わせ下さい

**所得税 復興特別所得税・消費税
決算確定申告 ご相談は商工会へ!**

商工会へご相談の際には、マイナンバーの記載を行わない状態で関係書類をご持参して下さい。

1 マイナンバーは提出前にご記入ください。

平成28年分確定申告改正点

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法41)等の次に掲げる措置について、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合について適用できるとされました。(※平成28年4月1日以後に住宅の取得等をした場合について適用)

- ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法41～41の3)
- ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例(措法41の3の2)
- ③既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除(措法41の19の2)
- ④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(措法41の19の3)
- ⑤認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除(措法41の19の4)等

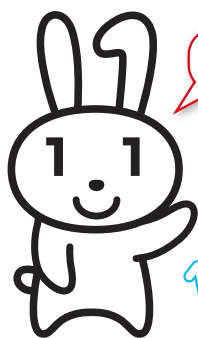
・減価償却制度(所法49等)について、平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止されました(所令120の2等)。

・中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例(措法28の2)について、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました(措法28の2①)。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書などには

マイナンバーの記載が必要です!!



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

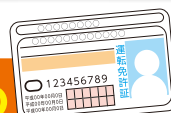
申告手続などには

マイナンバーの
記載



本人確認書類の
提示または写しの添付

が必要です。



本人確認書類について



マイナンバーカード
(個人番号カード)を
お持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを
確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主
であることを確認できる書類

- 運転免許証
 - パスポート
 - 在留カード
 - 公的医療保険の被保険者証
 - 身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時 / 土日祝:9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます)

※受付時間が変更される場合がありますので、内閣官房のホームページをご確認ください。

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ
「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。
ホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー 検索

無担保・無保証人 商工会長推薦融資

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

利子補給制度あり!

※注 利子補給制度の適用は平成28年度中に貸付された融資で当初1年間のみとなります

資金繰り総点検運動実施中!

資金繰り相談は 商工会へGo!

相談無料
秘密厳守!

商工会は行きます 聞きます 提案します

★担保不要! ★保証人不要! ★低金利!

運転資金・機械設備・業務用車両etc・・・の購入資金に!

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下の事業者
融資額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.16 %（平成29年1月16日現在） ※最新の金利は商工会にご確認下さい → 当初1年間は利子補給制度があるので 実質 年 0.16 %!
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業
申込書類	借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書 または納税証明書、既に利用している借入金明細書、 登記簿謄本、設備資金は見積書、その他

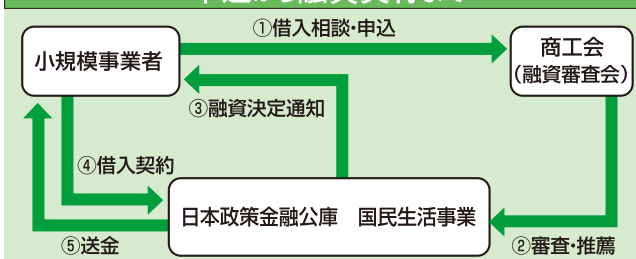
お申し込みの要件

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

- ① 商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）
- ② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③ 商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

お申し込みは調布市商工会（TEL042-485-2214）まで御連絡ください

申込から融資実行まで



その他の金融制度（主なもの）

	融資名	融資対象者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付（マルプ）	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運転 設備 特定設備	4,800 7,200	5年 10年 20年	1.16%~2.30% お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	原則として連帯保証人または担保 ただし、不要とする制度もあり
東京都	小口資金融資（小口）	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）以下で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】1.9%以内~2.5%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.7%以内	【保証人】不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要
	小規模企業融資（小企）	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の中小企業者	設備	8,000	10年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】2.1%以内~2.7%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.9%以内	【担保】（小口）は不要 （小企）既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
調布市	普通融資資金	市内に住所（法人は登記上の本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転 設備 運動・設備併用	1,500 1,800	7年 7年 7年	長期プライムレート利率（0.95%） 利子補給あり（融資利率×1/2）	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が2分の1補助

利率は、平成29年1月16日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

毎月第1水曜日 金融相談会 商工会館で開催中

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の 融資担当者による個別相談会です。

相談会に参加を希望される方は、調布市商工会までお申し込み下さい。

持参書類…個人事業の方は、平成27年・28年の所得税確定申告書・決算書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書（コピー可）法人事業の方は、過去2期分の法人税確定申告書・決算報告書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書



事業主の皆様へ(従業員の皆様へもお知らせください)

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除外です。)

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出(※3)してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出(※4)してください。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

(※1)65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

(※2)1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

(※3)被保険者となった日の属する月の翌日10日までに提出してください。

(※4)提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中(要予約)～
次回 2月22日(水) 15:00～17:00

(相談時間は60分を限度とします)

会場 調布市商工会館
講師 東京司法書士会
調布支部所属司法書士

内容 登記・少額訴訟
会社設立その他

対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)
※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。



社会保険労務士による無料相談会

～毎月第2水曜日 開催中(要予約)～
次回 2月8日(水) 14:00～15:50

(相談時間は50分を限度とします
午後2時～午後3時～ 各回先着2組まで)

会場 調布市商工会館
講師 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属社会保険労務士(総務・人事サポート調布)

内容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関すること

対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)
※書類作成や手続の代行はいたしません。



派遣
無料

専門的なご相談は **エキスパートバンク** で! 年間3回まで無料で専門家を派遣

次のような課題解決を各分野の専門家がサポートします!

- ◆新たな事業展開をしたい
- ◆パソコンを活用したい(HP作成、経理)
- ◆収益性をよくしたい
- ◆販路を拡大したい
- ◆後継者に悩んでいる 等

～平成28年度派遣の一例～

- ★経営計画策定
- フランチャイズの仕組み
- SEO対策・アクセス解析
- ネットショップの運営
- 特許登録の確認…etc

随時更新中!

商工会ホームページをご覧ください!

商工会の事業やセミナー情報など事業者の皆さまに役立つ
情報を随時発信しております! ぜひご覧下さい! アドレスは…

<http://www.chofusci.com/>

上記の記事に関するお問合せ・
お申込みは 調布市商工会
TEL042-485-2214 まで